

第8回 新たな公益法人等の会計処理に関する研究会
－ 議事概要 －

1. 日時：平成19年2月22日（木） 13:00～15:00

2. 場所：虎ノ門第10森ビル4階 第1会議室

3. 出席者

（委員）

石川 睦夫（財団法人住友財団専務理事）
亀岡 保夫（公認会計士）
佐竹 正幸（日本公認会計士協会常務理事）
高山 昌茂（公認会計士）
長 光雄（公認会計士）
弥永 真生（筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授）

（五十音順）

（オブザーバー）

野口民事局局付（法務省）

（事務局）

戸塚次長、原山審議官、佐伯参事官、范企画調整官、清水企画官、梅澤企画官、
吉本係長（以上、内閣官房行政改革推進室）
須田参事官、鹿沼公益法人行政推進室長、井戸参事官補（以上、総務省大臣官
房管理室）

4. 議事次第

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

- ・ 一般社団・財団法人法施行規則案（計算関係）について
- ・ 新制度下における計算書類等作成に係る主な論点について

(3) 自由討議

(4) 閉会

5. 議事概要

(1) 開会

(2) 事務局より資料説明

事務局から、資料に基づいて説明した。

(3) 自由討議

以上の説明を受け、自由討議を行った。主な発言は次のとおり。

【資料3について】

- 公益社団法人・公益財団法人の区分経理については、法人の負担を極力軽減すべきという立場に立てば、損益計算書のみを対象とすることを許容することも考えられる。しかし、現行の公益法人が指導監督上の収益事業を行っている場合には、正味財産増減計算書のみならず貸借対照表についても特別会計を設ける場合が多いことから、貸借対照表も区分経理を義務付けても法人にとって過度の負担とは言えないのではないか。
- 現行の公益法人の会計については、今年度から新公益法人会計基準が適用されている。法人に過度の負担を負わせないためにも、新法の施行後も可能な限り新公益法人会計基準を手直しする形で継続していくべき。
- 新公益法人会計基準は、そもそも現行の公益法人のみならず、非営利法人全般に幅広く活用し得るように作成されたもの。新法の施行によって直ちに新公益法人会計基準の基本的な考え方を変更する必要はなく、認定制度に合わせて計算書類の科目の表示基準をどうすべきかを検討すれば十分ではないか。
- 公益社団法人・公益財団法人用の会計基準が審査・監督上必要であるという観点からすれば、当該会計基準の策定については、公益認定等委員会等が何らかの形で関わることも考えられる。

(4) 閉会

次回（第9回）の研究会は3月8日（木）午後2時から、第10回の研究会は3月22日（木）午前9時30分から行うことが確認された。

以上